

「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」の進捗状況（項目別）

平成16年6月30日現在

項目	進捗状況
・中小企業金融の再生に向けた取組み	
1. 創業・新事業支援機能等の強化 (1) 融資審査態勢の強化	各金融機関に要請（15年3月28日）
(2) 「目利き研修」の集中的実施	各業界団体に要請（15年3月28日）
(3) 産学官のネットワーク構築・活用等（「産業クラスターサポート会議」の立上げ）	<ul style="list-style-type: none"> ・各金融機関に要請(15年3月28日) ・産業クラスターサポート金融会議の実施方法等について、各財務局に指示(15年4月28日)。 ・近畿財務局で全国初の会議開催(15年5月21日)後、15年6月12日までに全財務局において開催。
(4) ベンチャー企業育成支援のための日本政策投資銀行等との連携強化	各金融機関に要請（15年3月28日）
(5) 中小企業支援センターの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・各金融機関に要請（15年3月28日） ・中小企業支援センターと地域金融機関の連携・活用事例等を各財務局を通じ、各金融機関へ情報提供（15年4月28日）
2. 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化	
(1) 経営情報やビジネスマッチング情報を提供する仕組みの整備	各金融機関及び各業界団体に要請（15年3月28日）
(2) 取引先企業への支援業務にかかる銀行法等における具体的な考え方の整理・公表	事務ガイドラインを改正・公表（15年6月30日）
(3) 要注意先債権等の健全化等の取組強化及び実績の公表	各金融機関に要請（15年3月28日）
(4) 中小企業等支援スキル向上研修プログラムの実施	各金融機関に要請（15年3月28日）
(5) 中小企業等の財務・経営管理能力の向上を支援する「地域金融人材育成システム開発プログラム」等への協力	各金融要請に要請（15年3月28日）
3. 早期事業再生に向けた積極的取組み	
(1) 中小企業の過剰債務構造の解消、迅速再生を図るための取組み	各金融機関に要請（15年3月28日）
(2) 地域の中小企業を対象とした企業再生ファンドの組成	各金融機関に要請（15年3月28日）
(3) デット・エクティ・スワップ、DIPファイナンス等の積極的活用	各金融機関に要請（15年3月28日）
(4) 「中小企業再生型信託スキーム」等、RCCの信託機能の積極的活用	各金融機関に要請（15年3月28日）
(5) 産業再生機構の活用についての検討要請	各金融機関に要請（15年3月28日）
(6) 中小企業再生支援協議会への協力とその機能の積極的な活用	各金融機関に要請（15年3月28日）
(7) 企業再生支援に関する人材（ターンアラウンド・スペシャリスト）の育成を目的とした研修プログラムの集中的な実施	各業界団体に要請（15年3月28日）
4. 新しい中小企業金融への取組の強化	
(1) 担保・保証に過度に依存しない融資促進のため、ローンレビューの徹底、財務制限条項やスコアリングモデルの活用等、過度な第三者保証利用の抑制	説明態勢及び相談苦情処理機能に関する事務ガイドラインの策定・公表(15年7月29日)
(2) 金融庁に研究会を設け、担保・保証に過度に依存しない新たな中小企業金融に向けて、法制上、会計上の視点等から具体的に検討し、モデル取引事例に関する考え方を作成・公表各業界団体に対し、その具体化に向けた事務レベルの検討を要請	「新しい中小企業の法務に関する研究会報告書」において中小企業の財務再構築に関する基本的考え方の明示（15年7月16日）
(3) 証券化等に対する積極的な取組み	各金融機関及び政府系金融機関等に要請（15年3月28日）

項目	進捗状況
(4) 財務諸表の精度が相対的に高い中小企業に対する融資プログラムの整備	各金融機関に要請(15年3月28日)
(5) 信用リスクデータベースの整備・充実及びその活用	各金融機関に要請(15年3月28日)
(6) 個別の協同組織金融機関のリスクを調整・吸収するための仕組みの検討	協同組織中央機関に要請(15年3月28日)
5. 顧客への説明態勢の整備、相談・苦情処理機能の強化 (1) 貸付契約、保証契約の内容等重要事項に関する債務者への説明態勢の整備に対する監督のあり方の明示	「新しい中小企業の法務に関する研究会」の報告書を踏まえ、事務ガイドラインを策定・公表(15年7月29日)
(2) 「地域金融円滑化会議」の設置及び四半期毎の開催	実施要領について各財務局に指示(15年5月27日)。岡山財務事務所で全国初の会議開催(15年6月12日)後、6月末までに全都道府県で会議立上げ後、全都道府県で12月末までに第三回を開催
(3) 相談・苦情処理機能の強化等	説明態勢及び相談苦情処理機能に関する事務ガイドラインの策定・公表(15年7月29日)
6. 進捗状況の公表 上記施策の進捗状況にかかる公表及び取りまとめ	<ul style="list-style-type: none"> 各金融機関及び各業界団体に要請(15年3月28日) 15年度上半期の進捗状況を各業界団体が発表 地銀 15年12月26日 第二地銀 15年12月26日 信金 16年1月16日 信組 16年1月16日 15年度(通期)の進捗状況を各業界団体が発表 地銀 16年6月16日 第二地銀 16年6月17日 信金 16年6月30日 信組 16年6月30日
各金融機関の健全性の確保、収益性の向上等に向けた取組み	
1. 資産査定、信用リスク管理の厳格化 (1) 各金融機関の資産査定の厳格化及び適切な償却・引当確保	
自己査定と金融庁検査の格差是正(適切な自己査定及び償却・引当の実施)	各金融機関に要請(15年3月28日)
担保評価の厳正な検証	各金融機関に要請(15年3月28日)
協同組織金融機関における金融再生法開示債権の保全状況の開示	各金融機関に要請(15年3月28日)
(2) 早期警戒制度に大口与信等に関する「信用リスク改善措置」の導入	事務ガイドラインを改正・公表(15年6月30日)
2. 収益管理態勢の整備と収益力の向上 (1) 各金融機関の収益管理態勢の整備状況に関する重点的モニタリング	業務再構築ヒアリング等の内容の充実について、財務局に徹底(15年11月18日)
(2) リスクに見合う金利設定を行っていくための体制整備	<ul style="list-style-type: none"> 各金融機関に要請(15年3月28日) 業務再構築ヒアリング等の内容の充実について、財務局に徹底(15年11月18日)
(3) 金融機関の経営の合理化促進に向けた、事務のアウトソーシング、余剰資産の有効活用等に関する取扱いの明確化	事務ガイドラインを改正・公表(15年6月30日)
3. ガバナンスの強化 (1) 株式非公開銀行に関する、公開銀行と同様の開示の体制整備・実施	株式非公開銀行に対し要請(15年3月28日)
(2) 協同組織金融機関におけるガバナンスの向上	
各金融機関への半期開示の実施	各金融機関に要請(15年3月28日)

項目	進捗状況
外部監査の実施対象の拡大等	政令改正(16年4月1日 政令施行)
総代会の機能強化に向けた取組み	各業界団体に要請(15年3月28日)
協同組織中央機関による、個別金融機関に対する経営モニタリング、経営相談・指導機能の充実	協同組織中央機関に要請(15年3月28日)
(3) 経営(マネジメント)の質に関するモニタリングの強化	直ちに実施。「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」において、金融機関の経営管理に関する規定を抜本的に拡充
4. 地域貢献に関する情報開示等 (1) 各業界団体における地域貢献に関するディスクロージャーのあり方の検討・公表 上記検討結果を踏まえた各金融機関における情報開示の実施	<ul style="list-style-type: none"> 各業界団体に要請(15年3月28日) 地域貢献に関するディスクロージャーのあり方について各業界団体が公表 地銀 15年7月17日 第二地銀 15年6月20日 信金 15年7月25日 信組 15年7月31日
(2) 中小・地域金融機関の利用者に対する情報提供の充実	当庁ホームページに掲載(16年4月2日)
(3) 中小・地域金融機関の利用者等の評価に関するアンケート調査	当庁ホームページに調査結果を掲載(16年4月27日)
5. 法令等遵守(コンプライアンス) 不祥事事件等に関するコンプライアンス態勢について、業務改善命令等、監督上の措置の厳正な運用	厳正な運用について、各財務局に徹底
6. 地域の金融システムの安定性確保 (1) システミックリスクが発生するおそれが生じた場合の「特別支援」の枠組みを即時適用	必要な場合には、直ちに対応
(2) 協同組織中央機関における、個別金融機関の経営基盤強化に向けた取組みの強化	協同組織中央機関に要請(15年3月28日)
(3) 公的資本増強行に対する監督上の措置等に関する運用ガイドラインの整備	「公的資金による資本増強行(地域銀行等)に対するガバナンスの強化について」を策定・公表(15年6月30日)
7. 監督、検査体制 (1) 「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の策定	<ul style="list-style-type: none"> 「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針(案)」をパブリックコメント(16年4月2日) 策定・公表(16年5月31日)
(2) 検査マニュアル別冊(中小企業融資編)の周知徹底及び改訂	<ul style="list-style-type: none"> 周知徹底に向けた説明会の実施等 改訂案パブリックコメント(15年12月22日) 改訂(16年2月26日)
アクションプログラムの推進体制 1. 「リレーションシップバンキングの機能強化計画」の提出、同計画の実施状況についてフォローアップの実施等	<ul style="list-style-type: none"> 機能強化計画の記載要領を各財務局に通知(15年6月20日)し、各金融機関に説明(6月下旬) 機能強化計画の提出について、財務局から銀行法第24条に基づく報告徴求(15年6月下旬) 上記報告徴求に基づき、機能強化計画の提出(15年8月末提出済) 「リレーションシップバンキングの機能強化計画の概要について」公表(15年10月7日) 「リレーションシップバンキングの機能強化計画の進捗状況(15年度上半期)」提出(15年11月末提出済) 「リレーションシップバンキングの機能強化計画の進捗状況(15年度)」提出(16年5月末提出済)
2. 「集中改善期間」における上記施策の進捗状況及び金融機関の取組み実績の公表	<ul style="list-style-type: none"> 15年度上半期の進捗状況を公表(16年1月16日) 15年度の進捗状況を公表(16年6月30日)
3. アクションプログラムの着実な実施に向けた金融庁における体制整備	本庁及び財務局において機構・定員を整備